

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
茨木保健所	令和元年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが1件あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	過払いとなっていた通勤手当について、総務サービス課あて戻入依頼を行い、本人から返金が終了した。 今後の対応策としては、毎月1回の幹部会において病気休暇等長期休業者に対する情報共有を行うとともに、職員の直接監督者等と給与事務担当者との連携を密にし、通勤手当やその他の手当に関しても支給・非支給が発生しないよう注意を払うこととした。
職員	対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額			
A	令和元年10月から令和2年3月まで	92,730円	88,000円	4,730円			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月1日から令和3年1月29日まで）